

## 社会福祉法人ユームツ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユームツ会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常務理事）については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等（その他役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の総額)

第3条 当法人定款第21条において定める総額は28,000,000円とする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
  - (2) 賞与については、別表2に定める額
  - (3) 退職慰労金については、別表3に定める額。ただし、上限を2,000万円とする。
  - (4) 通勤手当については、給与規定第12条の規定に準ずる額
  - (5) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 2 旅費規程の「8級の職務にあるもの」とあるのは「常務理事」と読みかえるものとする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
  - (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 2 旅費規程の「8級の職務にあるもの」とあるのは「評議員、理事長、理事、監事」と読みかえるものとする。

### (理事長兼診療所長の報酬)

第6条 理事長業務について綿密に調整を図るとともに充実した法人経営を目的とするため、理事長については第5条に規定する報酬等のほか、理事長兼診療所長として別表5に定める額を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等（第7条に規定する青潮園診療所長報酬を含む）の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬（第7条に規定する青潮園診療所長報酬を含む）については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第8条に準じた日とする。

（2）賞与については、毎年7月及び12月とする。

（3）退職慰労金については、退職日から2カ月以内とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席等した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 本条第1項から第4項の規定は第7条に規定する青潮園診療所長報酬についても適用する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬の額
理事	月額 400,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額 × 1か月
12月の賞与	報酬月額 × 1か月

別表3（常勤役員等の退職慰労金）

役職名	常勤役員等退職慰労金
常勤役員等	120万円×勤務年×功績率

・功績率

- ① 勤務年が3年未満 . . . . .0.8
- ② 勤務年が4年以上7年未満 . . .1.0
- ③ 勤務年が7年以上 . . . . .1.2

勤務年の端数処理については、勤務年が1年を超える場合は1年未満の端数は切り捨てるものとし、勤務年が1年に満たない場合は1年とする。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（3）監事

	日額
理事会等会議、監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

別表5（青潮園診療所長報酬）

役職名	役員報酬の額
-----	--------

理事長兼診療所長	月額 100,000円
----------	-------------

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月19日より施行する。

改定履歴

平成29年 7月18日	第2条(1) (2)	常勤役員等に退職慰労金支給する(追加) 文言(修正)
	第3条	役員の報酬等の総額800万円より2,800万円 (変更)
	第4条(3)	退職慰労金の上限(2,000万円)(追加)
	第8条(3)	退職慰労金、退職日から2カ月以内に支払い (追加)
	別表3(常勤役員等の退職慰労金)	退職慰労金の算定基準(追加)
	別表4・5	別表3追加に伴い番号ずれ